

令和8年度ルート・グランブルーロゴ活用等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、国道204号・唐房バイパスから波戸岬までの約20kmのドライブコース「ルート・グランブルー」のロゴを活用した商品開発等に対する経費の一部を助成することによって同ルートの認知度向上とブランド価値の浸透を図り、ルート・グランブルーを中心とした唐津・玄海エリアへの誘客及び観光振興の促進につなげることを目的とし、ロゴを活用した商品開発等を実施する事業者等（以下「補助事業者」という。）に対し、令和8年度ルート・グランブルーロゴ活用事業費補助金募集要領（以下「募集要領」という。）に基づく令和8年度ルート・グランブルーロゴ活用等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(補助対象となる事業者)

第2条 この要綱において、補助対象となる事業者は、次の(1)・(2)のいずれかに該当し、開発した商品の販売等を唐津・玄海エリアにおいて行なおうとする者とする。

(1) 佐賀県内に本社・本店を有する民間事業者（会社、個人事業主）

(2) 佐賀県内に所在する公益法人および特定非営利活動法人

2 補助事業者が前項(1)・(2)のいずれかに該当し、次に掲げる要件を全て満たしている者。

(1) 自己または自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(2) 前号のアからカに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人又は個人でないこと。

(交付の対象事業区分、対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の交付の対象事業区分、対象経費及びこれに対する補助金額は、別表1のとおりとし、対象経費は消費税抜きの金額とすること。交付決定前に発生した経費は対象外とする。

(補助金の交付申請)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

4 要綱第2条の(1)・(2)に該当する補助事業者が申請しようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律(平成6年法律第109号)及び地方消費税法等の一部を改正する法律(平成6年法律第111号)の規定により仕入れにかかる消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業の内容を変更する場合は、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20%以内の金額の変更については、この限りでない。

(3) 補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領(平成27年10月2日付)に基づき、県内企業と契約するように努めること。なお、ローカル発注の対象となる経費は、別表2のとおりとする。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

2 前項第2号の規定により知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は様式第2号のとおりとする。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、補助金交付申請書を受理した時にはこれを審査し、相当と認めた時は当該補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第7条 知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の実施状況等の報告を求め、又は調査することができる。

(補助金の交付決定の取り消し)

第8条 知事は、次に該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。ただし、本人の責に帰すべき事由でない場合はこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助事業の遂行が当初の計画通り行われていない場合
- (3) この要綱及び規則に違反した場合
- (4) 不正な申請をした場合
- (5) 補助金を他の用途に使用したとき
- (6) 補助事業者について第2条2項に該当すると判明したとき

2 知事は前項により取消の決定を行った場合は、書面により補助事業者に通知する。

3 前項の規定は、補助金を交付した後についても適用する。

(申請の取り下げ)

第9条 規則第7条の規定による申請の取り下げをすることができる期間は、交付決定の日から10日以内とする。

(補助金の返還)

第10条 知事は、交付決定を取り消した場合において、対象事業の当該取り消しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

2 前項の命令を受けた補助事業者は、知事が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条1項に規定する実績報告書は様式第3号の1のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後(補助事業廃止の承認を受けたときを含む。)30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の2月10日のいずれか早い日とする。

3 実績報告書の提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第15条1項に規定する補助金交付請求書（様式第4号の1）を知事に提出しなければならない。

2 この補助金は、知事が必要と認めた場合には概算払で交付することができる。（様式第4号の2）

附 則

1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

区分	対象経費 ※消費税抜きの金額とすること	補助率
1. ロゴ入りグッズの開発	<p>1. 商品開発関連費</p> <ul style="list-style-type: none"> • 試作品の製作費 (材料費など) • デザイン費 (ロゴ入りパッケージや商品デザイン) • 地場産品のロゴ入りパッケージや包装紙、紙袋、既存パッケージに添付するためのステッカー製作費 <p>2. 広報費</p> <ul style="list-style-type: none"> • 商品紹介用チラシ・ポスター制作費 • 商品撮影費 <p>※販売を目的とする製品に係る原材料費は補助対象外になります。(試作品の材料費、ロゴ入りパッケージの材料費等は対象)</p>	<p>10/10 以内 (但し、上限 10 万円とし、千円未満は切り捨てるものとする)</p>
2. 店舗に掲げるロゴ入り看板・壁面サイン等の制作	<ul style="list-style-type: none"> • 制作に係るデザイン費、製作費、材料費 	
3. ロゴ入りフォトスポットの制作	<ul style="list-style-type: none"> • 制作に係るデザイン費、製作費、材料費 	
4. 「グランブルー (深い青色)」をテーマとしたメニュー開発への支援	<p>1. メニュー開発関連費</p> <ul style="list-style-type: none"> • 試作品の製作費 (材料費など) • メニュー開発に係るフードコーディネーターや料理研究家への謝金 • デザイン費 (パッケージやメニュー表デザイン) • メニュー表の制作費、印刷費 <p>2. 広報費</p> <ul style="list-style-type: none"> • メニュー紹介用チラシ・ポスター制作費 • メニュー撮影費 <p>※メニュー表及び情報発信の際に、「グランブルー」の文言またはロゴを記載することを必須とする。</p>	

別表2（第5条第一項第3号関係）

経費区分	ローカル発注の対象経費
事業費	委託料、報償費、需用費